

令和8年3月27日

就労継続支援B型事業所 代表者 様

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課長

事業所工賃向上計画における令和7年度目標工賃額の見直しに係る取扱いについて

日頃より、本府の障がい福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働省から、過年度における平均工賃実績の全国値に修正が生じ、これに伴い、就労継続支援B型事業所にかかる目標工賃達成加算について影響があることから、事業所における事業所工賃向上計画における令和7年度目標工賃額の見直しについては、特例対応するよとの旨の連絡がありました。

つきましては、令和7年度の目標工賃額の見直しに係る取扱いは下記の通りとしますので、必要に応じてご対応ください。（目標工賃達成加算に影響がない事業所においてはご対応不要です。）

記

1 厚生労働省による過年度修正の内容

（参考資料：厚生労働省 過年度における平均工賃実績の修正について）

①就労継続支援B型事業所の平均工賃月額

（修正前） （修正後）

- ・令和元年度 **16,369** 円 **16,371** 円（+2円）
- ・令和5年度 **23,053** 円 **22,649** 円（-404円）

②令和8年度の目標工賃達成加算の算定にあたり、令和7年度は前年度実績を**6,022**円以上上回る目標を達成する必要があったが、今般の修正により、**5,618**円以上上回った場合に、令和8年度に加算を受給することが可能となる。事業所においては、必要に応じて、令和7年4月に報告済みの令和7年度工賃目標について、令和8年4月中に都道府県に修正報告の上、目標工賃達成加算の該当有無を指定権者に報告する必要がある。

③令和9年度の目標工賃達成加算の算定にあたり、令和8年度は前年度実績を**1,088**円以上上回る目標を達成する必要があったが、今般の修正により、**1,492**円以上上回った場合に、令和9年度に加算を受給することが可能となる。事業所においては、必要に応じて、令和8年度工賃目標について、令和8年度中（原則5月末まで）に都道府県に修正報告し、令和9年4月に目標工賃達成加算の該当有無を指定権者に報告する必要がある。（ただし、令和9年度以降については次期報酬改定により変更が有り得る）

## 2 提出方法

令和7年度目標工賃の見直しについて、今般の修正に伴うものに限り、特例的に令和8年4月中の提出を認めることとします。大阪府行政オンラインシステムにて「事業所工賃向上計画シート」を修正し、提出ください。

大阪府行政オンラインシステム【事業所工賃向上計画シート】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/f7b65119-ecf9-4929-991c-7418f1b2aa01/start>

提出後に修正する場合

マイページの申請履歴から、取り下げし、再申請ください。（過去申請の再利用が可能です。）

参考：【大阪府行政オンラインシステムよくある質問】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/faq>

7.申請履歴： Q9.申請したデータについて、取り下げることはできますか。

Q10.過去に申請したデータを再利用して、申請を行うことはできますか。

【事業所工賃向上計画の説明】（大阪府ホームページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/jiritsushien/jiritsushien/jigyousyokoutinkoujoukeikaku.html>

## 3 問い合わせ先

【事業所工賃向上計画シートの書き方、内容についてのご相談】

工賃向上計画常設相談窓口 06-6949-3551 [kouchin@l-challenge.com](mailto:kouchin@l-challenge.com)

【大阪府行政オンラインシステムシステムの操作に関するお問合せ】

ヘルプデスク（府民お問合せセンター）電話番号：06-6910-8001（午前9時～午後6時）

（24時間対応:問合せフォーム <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/7182528-06d8-49c0-9663-25f56ff9e53e/start>）

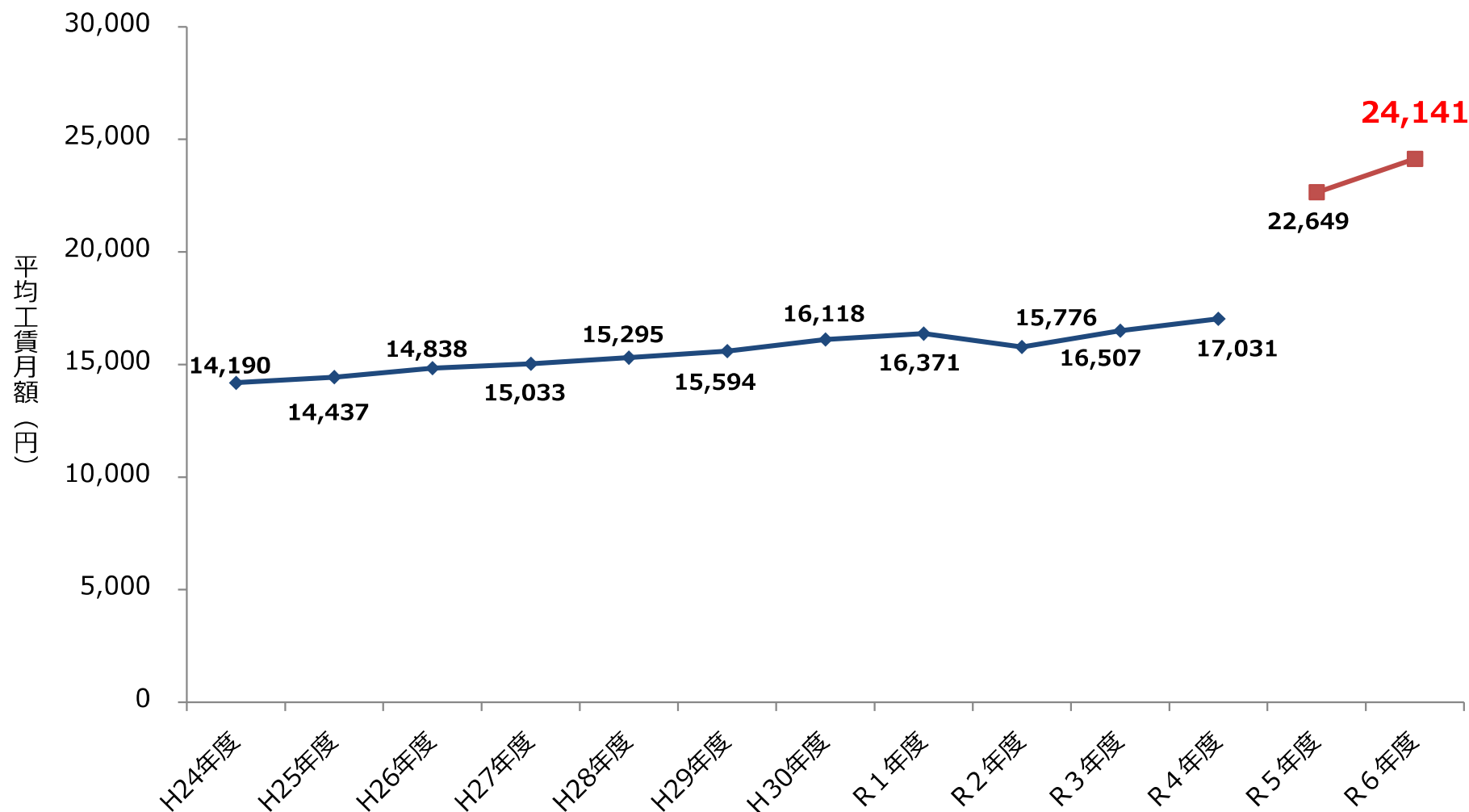
※なお、目標工賃達成加算については、各指定指導権者にご確認ください。

【大阪府及び府内市町村の指定指導担当部署 連絡先一覧】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/23487/a-02rennrakusakiitirann.pdf>

# 就労継続支援 B 型事業所における平均工賃月額推移

参考資料



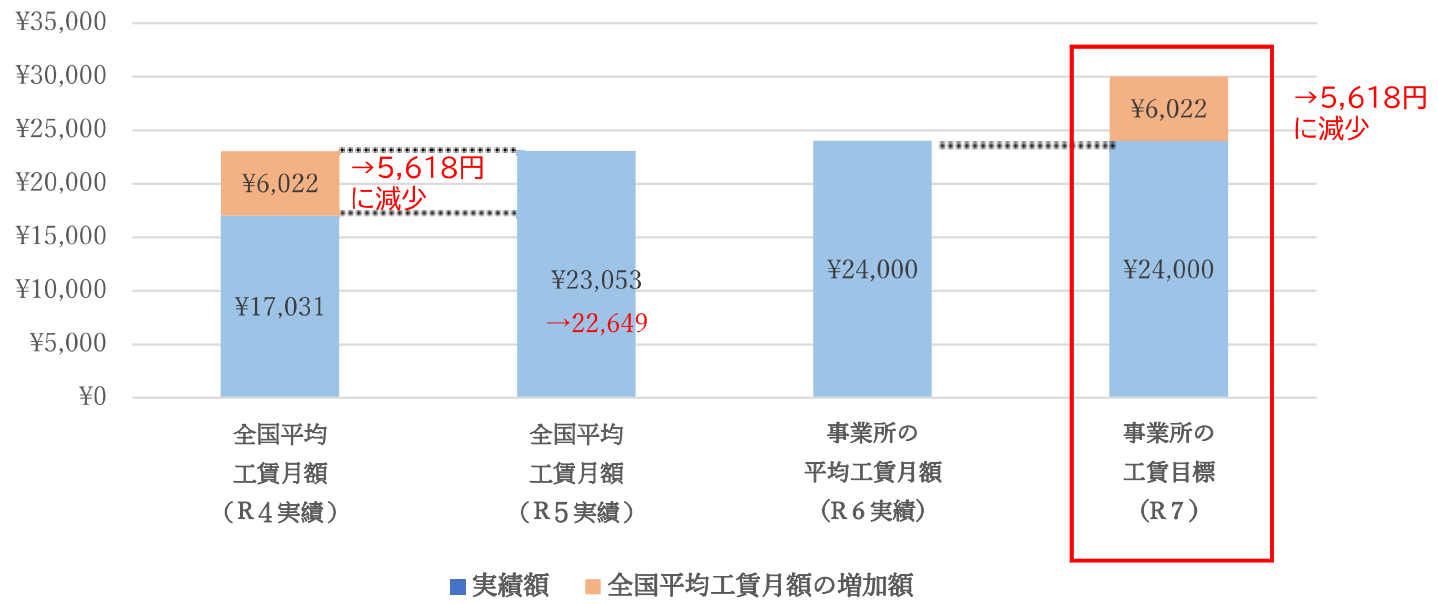
※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援 B 型事業所については、令和 4 年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした（令和 5 年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。）

※令和元年度実績を16,369円から16,371円に、令和 5 年度実績を23,053円から22,649円に修正している。（令和 8 年 3 月追記）

## 令和5年度平均工賃月額の修正に伴う影響

令和8年度の目標工賃達成加算の算定にあたり、令和7年度は前年度実績を6,022円以上上回る目標を達成する必要があったが、今般の修正により、5,618円以上上回った場合に、令和8年度に加算を受給することが可能となる。

事業所においては、必要に応じて、令和7年4月に報告済みの令和7年度工賃目標について、令和8年4月中に都道府県に修正報告の上、目標工賃達成加算の該当有無を指定権者に報告する必要がある。

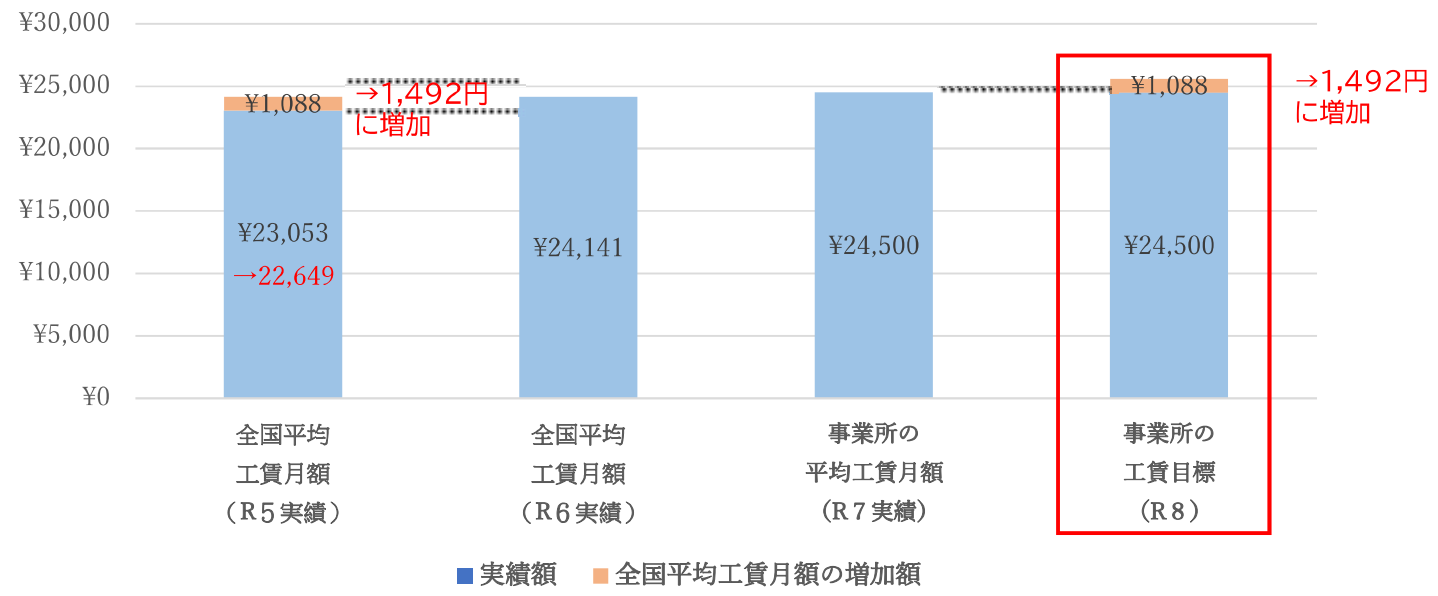


※仮に、令和6年度の事業所の平均工賃月額の実績が24,000円であった場合の例。

## 令和5年度平均工賃月額の修正に伴う影響

令和9年度の目標工賃達成加算の算定にあたり、令和8年度は前年度実績を1,088円以上上回る目標を達成する必要があったが、今般の修正により、1,492円以上上回った場合に、令和9年度に加算を受給することが可能となる。

事業所においては、必要に応じて、令和8年度工賃目標について、令和8年度中（原則5月末まで）に都道府県に修正報告し、令和9年4月に目標工賃達成加算の該当有無を指定権者に報告する必要がある。（ただし、令和9年度以降については次期報酬改定により変更が有り得る）



※仮に、令和7年度の事業所の平均工賃月額の実績が24,500円であった場合の例。